

The Report
of
the Joint Study on the Possible Modality
of Trilateral Investment Arrangements
Among the Republic of China, Japan,
and the Republic of Korea

日中韓投資取決めのあり得
べき形態に関する共同研究
(報告書仮訳)

平成16年12月

目次

要旨

第1章 日中韓三国間の海外直接投資（FDI）の現状と効果

第2章 ビジネス環境の改善

第3章 投資ルールの強化

第4章 結論

附属書

グラフ・図

日中韓投資取決めのあり得べき形態に関する共同研究報告書

要旨

2003年10月、インドネシア・バリにおいて、中華人民共和国、日本、大韓民国の首脳は、投資取決めのあり得べき形態に関し産官学の代表者から成る非公式共同研究を立ち上げることで合意した。

共同研究会（以下、研究会）は、対内海外直接投資（IFDI）を促進して各国国内経済を発展させるため、投資の促進による経済効果、ビジネス環境の改善、三国間のあり得べき投資ルールの実施について、幅広い議論を展開した。

研究会はここにその研究を終え、以下のとおり成果を報告する：

1. 研究会は、各国の国内経済の発展のためには対内海外直接投資（IFDI）が重要性をもつことを確認するとともに、ビジネス環境の改善や関連の国内外の投資取決めの強化によって三国間の投資の促進に向け更に歩を進める必要があることを改めて確認した。
2. 研究会は、投資の促進が三国間の経済関係のダイナミズムを高め、全員勝者（a win-win-win situation）の状況を創り出すことに貢献するとし、一層の投資強化を図ることで北東アジアの経済統合の基礎が築かれ貿易と投資の良好な循環が形成されることを認めた。
3. 研究会は、実際のニーズに基づいた対内海外直接投資（IFDI）の促進に向け一層の取り組みが必要であること、また、投資家にとっての投資障壁となっている問題に対処することが重要であることを確認した。
4. 三国間の投資を拡大するためには、各国ビジネス環境の更なる改善が必要である。研究会は、共同研究において合意した措置について三国が出来るだけ早期に実施に移すよう勧告した。また、右提言の実施をフォローアップし、産業界の意見に基づき更なるビジネス環境改善措置の導入を図るため、三国政府間のメカニズムを設置する必要があることにつき合意した。
5. 研究会は、三国間の投資に係る法的枠組みを時宜を得た形で模索するよう勧告した。日本は、右法的枠組みは近年締結された投資協定と同等の高水準の内容を含むべきであると主張するとともに、三国首脳が、合理的期間内の交渉妥結を目指して、互いに合意した早い時期に三国間投資協定の交渉に入ることを真剣に検討すべきであると主張した。韓国は高水準の三国間投資協定の交渉入りを検討することにつき同意するとともに、そのためには上述のメカニズムを通じた三国政府レベルで共同して努力が必要であるとした。一方、中国は、三国の経済発展度合いが異なることからそのような交渉に入るには時期尚早であると主張した。

第1章 日中間三国間の海外直接投資（FDI）

最近の傾向と経済効果

1. 日中韓三国間の最近の海外直接投資（FDI）の流れ（図1、2、3を参照）

001. 1990年代から、日中韓三国間では、専ら中国への投資流入に牽引される形で海外直接投資（FDI）の流れが急速かつ集中的に増加した。中国商務部によれば、日韓から中国への海外直接投資（FDI）は1990年代半ばに件数・額ともに一旦ピークを迎えたが、2000年から再び急増している。2003年には、日韓双方からの海外直接投資（FDI）が最高レベルに達するとともに、韓国の対中海外直接投資（FDI）は件数・額ともに日本のそれを上回った。同様の傾向は、日韓側の対外投資（アウトフロー）においても見られた。

1.1 日中間直接投資

002. 中国の統計によれば、2003年末までで、日系資本企業は中国に28,401社設立されており、累積契約投資額は575億米ドル（以下、ドル）、実行額は414億ドルである。これらはそれぞれ、総投資件数の6.10%、海外投資総額に対しては契約額の6.10%、同実行ベースの8.25%を占めている。一方、日本の統計によれば、1989年から2003年の間に通報されたものは4,837件のみで、総投資件数では全体の14.3%、総投資総額では235億円で全体の4.4%を占めるにとどまる。日本は既に第2の対中投資国となっているが、投資額からみると未だ潜在性があるといえる。
003. 日韓に比べると、中国は資本輸出国としては小規模にとどまったものの、近代化された生産能力、技術、ブランド戦略、マーケティング知識等を習得するため、M & Aを含めた対日投資件数は増加してきた。中国の統計によれば、2003年末までに中国は投資総額9000万ドルにのぼる250の非金融系企業の日本進出を認可したという。一方、日本の統計によれば、中国からの対日海外直接投資（FDI）は1989年度から2003年度までに581件・91億円にとどまっている。

1.2 中韓間海外直接投資（FDI）（表2参照）

004. 中国の統計によれば、2003年末までに韓国系資本の企業は中国に27,128社設立され、累積契約投資額で367億ドル、実行額では197億ドルとなっている。これらはそれぞれ、外資系企業総数に対しては5.83%、対中直接投資に関して契約額ベースの3.88%、実行額ベースの3.93%に相当する。一方、韓国の統計によれば、韓国が2003年末までに行った対中海外直接投資（FDI）は10,923件、累積契約投資額は140億ドルとされる。第5番目の対中投資国である韓国では、対中投資は1992年の外交関係樹立に伴い遅ればせながら開始されたものの、やがて韓国の海外直接総投資のうち対中投資の占める件数と割合（金額ベース）は日本の対中投資のそれを抜いて、2003年には件数の60%・額の40%弱を占めるまでになった。
005. 中国の対韓投資も相対的に小規模にとどまっている。中国の統計によれば、韓国で認可された中国系資本の企業数は2003年末には72社、投資総額で約3億ドルとなっている。一方、韓国の統計によれば、韓国における中国系資本の企業数は2003年末には3,624社にのぼり、投資総額はおよそ5億2,200万ドルとされる。韓国では、半導体や自動車などの主要製造産業において既に中国企業による買収が行われている。

1.3 日韓間海外直接投資（FDI）

006. 1997年の金融危機後、韓国は競争力ある外国企業の誘致を目指し、海外投資政策について抜本的な改善を成功させた。近年は減少傾向にあるものの、対韓投資は金融危機以前に比べて高水準を保っている。一方、日本は経済改革の重要な要素として対日投資を掲げるものの大した成果は見られず、その市場規模と潜在力を考えると対日投資は量的に極めて小規模にとどまっている。（図4参照）
007. 日本の対韓投資は近年増加しているが、韓国が対内投資の源泉を多角化した結果、EUや米国と比べると日本の占める割合は大きくない（図5参照）。韓国の統計によれば、2003年第3四半期現在、日本は133億米ドル（1962年からの累積）の対韓投資を行っており、米国（275億ドル）、EU（276億ドル）に次いで現在も第3の対韓投資国である。韓国は日本と似た産業構造を持つ比較的成熟した経済であり、日本の対韓投資はソニーとサムソンとの14億ドルの共同ベンチャー契約をはじめとしたIT関連事業に見られるように、極めて分野限定的、戦略的、R&D集約的傾向を強めている。
008. 韓国の対日投資は、韓国が従来から対外投資の矛先を米国や中国に向けていることから、極僅かに留まっている。日本の統計によれば、日本は韓国から1989年から2003年の間に555件・6億2100万ドルの投資を受けているが、これは東アジア諸国からの対日投資としてはシンガポール、台湾に続く第3番目の規模である。一方、韓国の統計によれば、日本における韓国からの投資は736件で、累積契約投資額は9億9,800万ドルとされる。また、大企業やベンチャー企業によるR&Dへの投資事例が示唆するように、近年、韓国の対外投資が日本へ向かうという新しい傾向が見られる。新しい日韓二国間投資協定がこの傾向を促進し、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）への道筋をつけ、更にダイナミックな産業調整を導くことが期待される。

2. 日中韓における海外直接投資（FDI）の経済効果

2.1 貿易・産業集積・産業内貿易を補完する海外直接投資（FDI）

009. 三国間の投資活動はこれまで貿易に対し代替効果よりも補完効果を発揮して、日中韓間に貿易創出効果を及ぼす重要な役割を担ってきた。三国間の海外直接投資（FDI）の促進は、三国間の産業内貿易や企業内貿易を活性化した。投資の発展に伴い、日韓は設備・部品・原材料輸出が好調となり、中国は日韓への加工品が増加して両国の市場において更にシェアを拡大するに至った。
010. 海外直接投資（FDI）と貿易との関係は、大規模な産業支援基地を含めて、集中的に出現した特定地域における巨大な産業集積と深く関わっている。これは、特にITハードウェアに関して顕著であるが、IT産業は、中国、日本、韓国、台湾、香港の間で、さらにはロシアやインドのソフトウェア産業にまで拡大しながら、垂直的・水平的に分業を行って発展してきた。鉄鋼、石油化学、一般機械といった伝統的製造業が垂直的分業を基礎とするのに対して、ITハードウェア産業は、デジタル化・モジュール化された新しい技術パラダイムにも起因して、例

外的に水平分業化されている。

011. 中国は対内海外直接投資（FDI）と国内の起業家に牽引され、世界最大のITハードウェア供給国の一つに躍り出て、最大かつ最速で成長する市場となった。日韓は、高付加価値で技術集約的な中間財を中国に供給するようになったが、一方で中国企業との激しい競争に晒されるようになった。この現象は、かつて対中投資による所謂「空洞化影響」として日本国内で議論となった。しかし、日本は2003年以降極めて研究開発・技術集約的な部門に特化し、国内投資を増加している。韓国も、日中との競争に対応するため、高付加価値な製造活動を伴う通信や物流管理システムなど将来の技術スタンダードとなる分野において、中国との研究開発活動や産業協力を強化している。
012. 三国間の活発な投資活動は、日韓の技術・資本・マネジメント、中国の労働力・土地・市場潜在性といった、三国それぞれが有する生産要素の優位性の最適化に貢献した。即ち三国間の投資活動は、相互の比較優位性を補完し、各国でダイナミックな産業再編成と産業高度化を引き起こした。中国は、日韓からの海外直接投資（FDI）によって、産業構造水準を高めたり近代化されたテクノロジー産業を発達させたりするに十分な資本と技術を獲得することが可能となった。一方、日韓では対中投資によって新規市場の開拓や海外投資による高利潤獲得がもたらされ、両国経済の再編成を下支えしている。

2.2 海外直接投資（FDI）による波及効果

013. 三国間の投資増大は、個々の企業に対する利益のみならず、投資受入国に技術やマネジメント知識の波及をもたらし、三国の持続可能な経済発展を支えている。中国は自国への直接投資を原動力として経済発展を遂げた好例である。ITハードウェア産業は、対内投資による波及効果が実を結んだ好例である。そして中国の市場拡大は、海外直接投資やその関連貿易を通して日韓の国内経済ともダイナミックに結びついている。

2.3 海外直接投資（FDI）による改革と信頼

014. 直接投資のもう一つのダイナミックな或いは戦略的な役割は、政府に良質な政策の立案・実施に対するインセンティブを与え、改革政策の信頼性を確保することである。このために、一層の投資自由化を謳う新しいタイプの二国間投資協定は、その国の開放性と改革政策へのコミットメントを示すものとして、FTAの不可分の一部を構成することになった。これまでのところ中国は投資誘致に成功しているが、魅力的な投資環境を維持するためには未だ政策改善余地が残っている。WTO協定に則った自由化の促進が、投資を誘導するために効果的と思われる。
015. 投資の誘致は日韓にとっても顕著に重要である。日韓では、過去その開発戦略において、国内産業の発展に過度に重きを置き過ぎたきらいがあり、投資を受け入れることについては必ずしも積極的でなく、どちらかと言えば否定的でさえあった。しかし、両国は1990年代の「失われた十年」や1997年の金融危機を経て、世界で競争力を維持するためには生産的な外国事業を誘致することが決定的に重要であるとの教訓を得た。日中韓の協力関係、とりわけ投資協

定は、三国全てに相互互恵的な利益をもたらすと考えられている。

3. 分析結果と政策課題

016. 日中韓には海外直接投資と貿易との相乗効果に係る貴重な経験や独自の発展メカニズムがあった訳だが、三国は未だ大きな可能性を秘めている。
017. 互いの産業構造が近づくとつれ、国内の要素賦存を活用した単なる伝統的グリーンフィールド投資と比べて、より戦略的な海外直接投資（FDI）が必要となる。加えて、地元下請企業の複雑なネットワークや国境を越えた金融支援などを巻き込みながら、投資の規模は益々大型化する。戦略的かつ大規模の投資を呼び込むためには、ダイナミックな直接投資効果の恩恵を受けてきた欧州や北米の先進国のように、より高度で洗練された環境の提供が不可欠となる。
018. 直接投資を誘導するためには市場に委ねるだけでなく、法制度の透明性の改善、規制緩和、投資家の権利と知的財産権の保護の強化、効果的な紛争解決メカニズムの確立等を含め、投資環境を確固とすることも重要である。これによって大規模かつ複雑な海外直接投資（FDI）に係るビジネスリスクが軽減されることになるからである。日中韓が海外直接投資（FDI）を通じて一層の経済的利益を享受するには、各国が自らの投資環境の整備に取り組むことが不可欠であるが、そのためには先ず日中韓の共通の経験を分かち合う必要がある。各国が国内制度の改革を進め、同時に三国で共通の経験を礎にした協力関係を構築すれば、それは三国のみならず東アジア地域全体に裨益し、また三国の高い潜在性を適切に発揮させることになる。

第2章 ビジネス環境の改善

019. 研究会は、日中韓間の投資の促進にはビジネス環境の改善が不可欠であるとし、中でも特に改善の必要性があるものを次の5分野とした：
- a. 法令の透明性
 - b. 知的財産権保護
 - c. 地方レベルも含めた紛争処理メカニズム
 - d. 投資とそれに関連するサービスの促進
 - e. 中央・地方の統一的行政
020. 研究会は、詳細に渡る検討を行った（付属書の通り）結果、三国政府がこれらの論点について出来るだけ多くの措置を導入することが適切であると認め、同時に右論点についての研究を続けるよう促した。また以下の通り、前述の分野について様々の提案を行った。
021. 透明性に関しては、三国における近年の改善点が報告された。日本はノーアクションレター制度やパブリックコメント制度、行政手続法（1993年）を導入した。これにより、日本における法令の透明性は大幅に改善された。韓国は行政手続法（1996年、Administrative Procedures Act）と公共機関による情報公開法（1996年、Act on Disclosure of Information by Public Agencies）によってパブリックコメント制度を導入し、要請に基づいて許認可に係る規制や基準の詳細を開示する権限を規定したが、これにより政府規制の全体的な透明性も高まった。中国は、免許を要する投資活動の範囲を限定するため、行政免許法（2003年、Administrative Licensing Law）を導入した。中国各省庁は、法令の策定に先立ち外国企業にコメントを求め、自国のWTO加盟に関連する質問に対応するためのフォーカルポイントを設立した。
022. 研究会は、こうした改善がなされたことを歓迎しているが、一方で透明性を高めるためにさらなる方策を講じることが必要であるとした。特に、日韓は、法律・規制・税制の強化が重要であると強調した。研究会は、投資に関連した規制・基準・手続き等の詳細情報を迅速に提供するために然るべき情報交換制度を確立する必要があるとの認識で一致した。特定の規則や規制に関する問い合わせに対応するための措置も勧告された。三国の投資関連ウェブサイト間のリンクを設定することも可能である。また、研究会は以下の未だに実施されていない措置を導入するよう勧告した。
- a. 投資活動関連分野におけるパブリックコメント制度の導入
 - b. 投資に関連・影響するこれらの法規制を公表し、また他のメンバー国に利用できるようにすることを明確にコミットする。特に、特定の法令・規則に拠らない行政指導に従わなかったり、知的財産権侵害等に対して法的手段で懸念を表明したことによって、個人や企業に対して不利益を課すことがない旨を明確にコミットする。
 - c. 法令に規定される一定期間経過後における申請処理状況の照会制度の導入
 - d. 免許・認可請求の却下についての可能な範囲における文書による明確な解説
023. 透明性を高めるため、外国企業の活動に関連する分野の責任省庁や外国企業の集積地域の地方政府につき、日本はノーアクションレター制度の導入を、韓国は照会対応制度の導入を提案し

た。中国は、ビジネス活動のための法的審査につき、文書による申請に対しては文書で回答する制度の実現に向け研究を行うと述べた。

024. 知的財産権に関して、投資を促進するにはこれを保護することが重要であることが再確認された。研究会は、近年日中韓において知的財産権保護に大幅な改善が図られたことを歓迎した上で、更なる対策が必要であるとの認識を示した。日本は、外国企業によって提起される知的財産権保護に関する問題点を明確にし、解決に向けた提言を行うレビュー制度を設置すべきであると提案した。また、三国の知的財産権の所管当局が、同権利の保護に関する課題に特別の関心を払い、相互の協力を強化すべきであることも提案された。法廷に知的財産権に特化した部署を設置することの重要性についても特に言及された。
025. 研究会は、紛争処理について、各国の苦情処理センターの設置を歓迎した。その上で、地方政府と外国企業団体との間における紛争処理の事例を紹介し、このような活動が各地方でさらに強化・整備されることを望むと表明した。研究会は、このような紛争処理制度が紛争の予防と投資の促進に繋がるとの認識を示した。
026. 研究会は、韓国や中国・蘇州など、中央政府とその地方事務所とが地方への投資誘致に向け現実問題の処理に協力している場所では、ワンストップサービスセンターが成功しているとした。その上で、これら韓国や中国・蘇州の事例にも見られるワンストップサービスセンターの成功に基づき、各国の中央及び地方政府がセンター設置をさらに進めるよう提案した。
027. 研究会は、日中韓による投資フェアや展示会を始めとした投資促進活動について議論し、右活動において三国がさらに協力していくことを提案した。
028. 研究会は、中央・地方政府が法規制も含めて統一的に行政を遂行することが投資の促進に不可欠であるという認識で一致した。また、そのためには地方政府職員の研修や、規制・基準・手続に係る詳細情報を速やかに開示することが効果的であるとした。
029. 上述の5分野に加え、企業が融資や信用を供給する際に重要な要素として信用情報へのアクセスが挙げられた。研究会は、上海で行われている信用情報共有システムに触れ、三国が各地で同様の措置を導入するよう勧告した。
030. 研究会は、三国間でビジネスの機動性を高めるために、ビジネス査証発行手続きを簡素化するための共同措置をとるべきであると述べた。
031. 研究会は、三国の運輸・流通管理システムは統一的でなく他国に対する差別的取扱いも認めているためにコストが相対的に高く、これが域内投資の障害になっていることに言及し、この分野で三国が協調することへの期待を表明した。
032. 研究会は、提案事項を一つでも多くできる限り速やかに実行する必要があることを強調し、三

国に対し研究会の提案に前向きに取り組むよう要求した。日韓は、投資取決めのあり得べき形態にこれらの提案の幾つか盛り込まれることを期待していると述べた。

033. 研究会は、この報告書に詳述された提案の実施について定期的なフォローアップを行う必要があると強調し、これら提案が時宜を得た形で実施されることを強く希望すると表明した。また、ビジネス環境改善措置のうち実施に合意したものにつきフォローアップし、産業界の意見を取り入れつつ更なる改善を図るため、三国政府間のメカニズムを整備する必要があることで一致した。

第3章 投資ルールの強化

034. 研究会は、提案された様々なアイデアを踏まえ、日中韓投資取決めのあり得べき形態の範囲とモダリティについて議論を行い、相互に受け入れ可能な取決めを探るためには、政府間において三ヵ国共同の取り組みが強化されるべきであるとの結論に至った。この点につき本取決めの水準は、北東アジアの活発な投資活動を一層後押しするとともに、将来の東アジア地域の経済統合取決めの基礎とするに足る、十分に高水準のものであるべきことを強調した。併せ、研究会は投資取決めが可能な限り将来志向であるべきことを表明した。

035. 研究会は、透明性、パフォーマンス要求の禁止、紛争解決、内国民待遇と最恵国待遇条項、設立段階での内国民待遇、知的財産権の保護など投資ルールの強化に係る論点につき、包括的かつ詳細に検討を行った。

a) 透明性

研究会は、透明性が本取決めの不可欠の要素であると強調した。日韓は、日韓投資協定を始めとする近年の投資取決めに見られるように、透明性の原則は取決めに組み込んだ上で最大限強化すべきであるとした。一方、中国はWTO規定に規律される透明性の原則を参考にすべきとした。研究会は、日本が導入したノーアクションレター制度とパブリックコメント制度に注目し、これらについて更に検討する必要があるとした。

b) パフォーマンス要求の禁止

研究会は、取決めの中でパフォーマンス要求を如何に扱うかについて議論し、投資を歪めるような規制は可能な限り避けるべきとした。日韓は、日韓投資協定を始め近年の投資協定におけるパフォーマンス要求の禁止措置は今後の審議の基礎になるとした。一方中国は、パフォーマンス要求の禁止については、今後さらに検討されるべきであると提案した。

c) 紛争解決

研究会は、紛争処理メカニズムの強化は将来の投資取決めの不可欠な要素であるとした。これに関連して、日韓は、将来の三国間の投資取決めは、日韓投資協定を始めとした近年の投資取決めにおける紛争処理メカニズムを踏襲するよう提案した。これに対し中国は、日中・中韓・日韓それぞれの二国間投資協定における紛争処理メカニズムは個々に効果的に機能しているとし、投資に係る紛争に対しては、現行のメカニズムを強化し最大限活用することで対応すべ

きとした。

d) 内国民待遇、最恵国待遇条項、他

あり得べき投資取決めには、設立後の内国民待遇、設立前・設立後の最恵国待遇、送金関連規定の原則を含めるべきであると提案された。

e) 設立段階での内国民待遇

日韓は、取決めには設立段階での内国民待遇が不可欠であると強調した。近年の投資協定の多くはこの原則を含んでおり、三国間のあり得べき取決めにも同じ原則を採用すべきである。また、経済発展の差異を適切に考慮し、例えば取決めの例外条項を活用する等の方法で実際に調整すべきであるとした。

一方中国は、三国の経済発展段階の違いから、本取決めに設立段階での内国民待遇を含めることは時期尚早とした。

f) 知的財産権保護

研究会は、投資を保護し促進するには知的財産権の保護が重要であると強調した。日韓は、知的財産権保護は本取決めに規定されるべきとした。一方、中国は、知的財産権保護は各国の所管当局に委ねられるべきと述べ、関係当局が知的財産権保護についての対話と協調を強化するよう勧告した。

036. 研究会は、三国間の投資の法的枠組みについて時宜を得た形で模索するよう勧告した。日本は、法的枠組みの検討に当たっては、近年締結されている投資協定と同水準のハイレベルな内容とすべきとし、その上で三国首脳は合理的期間内の交渉妥結を目指し、合意の上で早期に三国間投資協定の交渉に入ることを真剣に検討するよう提案した。韓国は高水準の三国間投資協定の交渉入を検討することに同意するとともに、033. で述べたメカニズムを通じた三国政府レベルの共同の努力が必要であるとした。一方中国は、三国の経済発展段階は異なっておりそのような交渉に入るには時期尚早であるとした。

第4章 結論

037. 研究会は、三国間の対内直接投資(IFDI)に関する分析結果に注目し、この地域における投資を三国の共同事業としてさらに促進する方法と手段を模索することは有意義であるとした。
038. 三国間で投資を促進するためにはビジネス環境を更に改善する必要がある。研究会は、共同研究において三国が合意した措置については出来るだけ早期に導入するよう勧告した。また右提言の実施状況の追跡調査(フォローアップ)を行うとともに、産業界からの意見を聴取した上でビジネス環境の更なる改善措置を提示するとともに、三国政府間のメカニズムを設置する必要があることで一致した。
039. 研究会は、三国間の投資に関する法的枠組みにつき時宜を得た形で模索するよう勧告した。

付属書

< 共同研究会において議論されたビジネス環境の改善に関する措置のリスト >

1. 投資関連法令の透明性

- a. 外資企業も活用できる中央・地方政府によるパブリックコメント制度の普及
- b. ノーアクションレター制度の導入
- c. 投資関連法令その他行政指針の詳細、許認可を与えるための具体的規準に関する、ウェブサイト、定期刊行物、その他の手段を活用した迅速な情報開示
- d. 規則・規制の解釈や詳細に関する質問への対応制度の導入
- e. 許認可申請の却下に際する文書による説明
- f. 申請資格や知的財産権侵害の申し立てに関する質問への回答
- g. 企業・個人が行政指導に従わないことや、知的財産権侵害等を法的手段で牽制したことに対して不利益を課すことがない旨の明確なコミット
- h. 行政処分に対する不服申し立て及び審査に関する制度の導入

2. 知的財産権の効果的保護

- a. 知的財産権に関する紛争専門の裁判制度の確立
- b. オンラインでの違法なコピー作成を始めとした知的財産権の侵害防止に向けた、著作権、商標権、特許に係る国内法制の強化
- c. 行政罰（過料の最低額の引き上げ） 刑事罰（課罰範囲の拡大） 損害賠償水準の見直し
- d. 国境を越えた知的財産権侵害事案に係る協力体制の確立
- e. 外国投資家のための苦情受付窓口(ヘルプ・デスク)の設置
- f. 事業者・消費者の知的財産権に対する意識の啓発
- g. 知的財産権に係る個別課題を検討する委員会の設置

3. 紛争防止に向けたコンサルテーション

- a. 中央・地方政府における紛争コンサルテーション制度の確立
- b. 地方政府と外国企業との間の紛争コンサルテーション制度の確立
- c. 地方レベルの苦情受付窓口（ヘルプデスク）の設置

4. 中央・地方の統一的行政の促進

- a. 地方政府職員を対象とした、法令・規則に関する解釈・執行能力の向上のためのキャパシティ・ビルディング研修の実施
- b. 地方政府におけるワンストップ経営コンサルテーション・センターの設置
- c. 許認可に係る詳細規定や具体的基準の公表

5. 投資促進措置

- a. 投資関連の認可・免許手続きの簡素化
- b. ワンストップセンターの機能強化と国際連携の確立
- c. 更なる規制緩和（販売（小売・卸売）、金融、保険、旅行サービス。M&A を目的とした投資。

外資に対する国内株式市場の開放。外国資本比率規制の廃止。その他。)

d. 許認可を要する事業範囲の縮小

6. その他

a. 信用管理機能の強化（例：信用情報のより適切な管理、財務内容及び市場評価など）に向けた、外国格付け機関や会計事務所に対する市場開放

b. 売上債権等回収の徹底・強化（商道德に係る教育、司法制度の改善（例：判決確定後の強制執行等））

c. 査証申請手続きの簡素化

d. 販売・流通コストの削減に向けた協力的取組み

*本リストは議論となった事項を示したものであり、必ずしも合意されたものではない。

表1：中国における日本の直接投資 (1992-2003) 百万米ドル

暦年	投資件数			契約ベース			実行ベース		
	日本 (1)	合計 (2)	(1)/(2) %	日本 (3)	合計 (4)	(3)/(4) %	日本 (5)	合計 (6)	(5)/(6) %
1992	1805	48764	3.7	2172.53	58123.51	3.74	709.83	11007.51	6.45
1993	3488	83437	4.18	2960.47	111435.66	2.66	1324.10	27514.95	4.81
1994	3018	47549	6.35	4440.29	82679.77	5.37	2075.29	33766.50	6.15
1995	2946	37011	7.96	7592.36	91281.53	8.32	3108.46	37520.53	8.28
1996	1742	24556	7.09	5130.68	73276.42	7	3679.35	41725.52	8.82
1997	1402	21001	6.68	3401.24	51003.53	6.67	4326.47	45257.04	9.56
1998	1198	19799	6.05	2748.99	52102.05	5.28	3400.36	45462.75	7.48
1999	1167	16918	6.9	2591.28	41223.02	6.29	2973.08	40318.71	7.37
2000	1614	22347	7.22	3680.51	62379.52	5.9	2915.85	40714.81	7.16
2001	2019	26140	7.72	5419.73	69194.55	7.83	4348.42	46877.59	9.28
2002	2745	34171	8.03	5298.04	82768.33	6.4	4190.09	52742.86	7.94
2003	3254	41081	7.92	7955.35	115069.69	6.91	5054.19	53504.67	9.45

「中国海外投資統計」(中国政府商務部)

表2：中国における韓国の直接投資 (1992-2003) 百万米ドル

暦年	投資件数			投資契約ベース			実行ベース		
	韓国 (1)	合計 (2)	(1)/(2) %	韓国 (3)	合計 (4)	(3)/(4) %	韓国 (5)	合計 (6)	(5)/(6) %
1992	650	48764	1.33	417.01	58123.51	0.72	119.48	11007.51	1.09
1993	1748	83437	2.09	1556.69	111435.66	1.40	373.81	27514.95	1.36
1994	1849	47549	3.89	1806.26	82679.77	2.18	722.83	33766.50	2.14
1995	1975	37011	5.34	2998.39	91281.53	3.28	1042.89	37520.53	2.78
1996	1895	24556	7.72	4236.46	73276.42	5.78	1357.52	41725.52	3.25
1997	1753	21001	8.35	2180.98	51003.53	4.28	2142.38	45257.04	4.73
1998	1309	19799	6.61	1640.85	52102.05	3.15	1803.20	45462.75	3.97
1999	1547	16918	9.14	1483.85	41223.02	3.60	1274.73	40318.71	3.16
2000	2565	22347	11.48	2385.82	62379.52	3.82	1489.61	40714.81	3.66
2001	2909	26140	11.13	3487.40	69194.55	5.04	2151.78	46877.59	4.59
2002	4008	34171	11.73	5282.22	82768.33	6.38	2720.73	52742.86	5.16
2003	4920	41081	11.98	9177.16	115069.69	7.98	4488.54	53504.67	8.39

「中国海外投資統計」(中国政府商務部)

図1 中国への日本、韓国からのFDIのアウトフロー

百万米ドル

件数

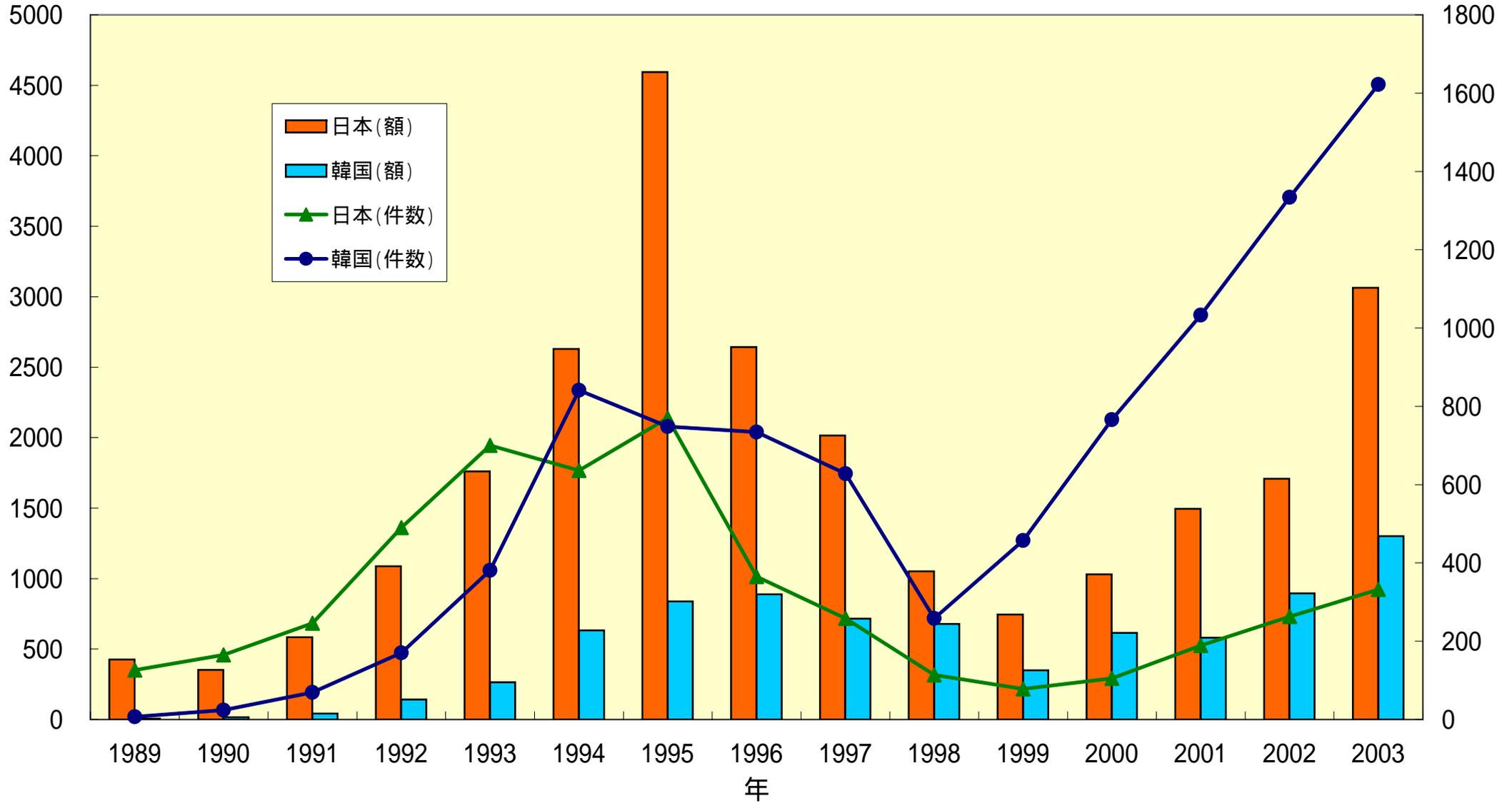


図2 日本、韓国対中国FDIのシェア

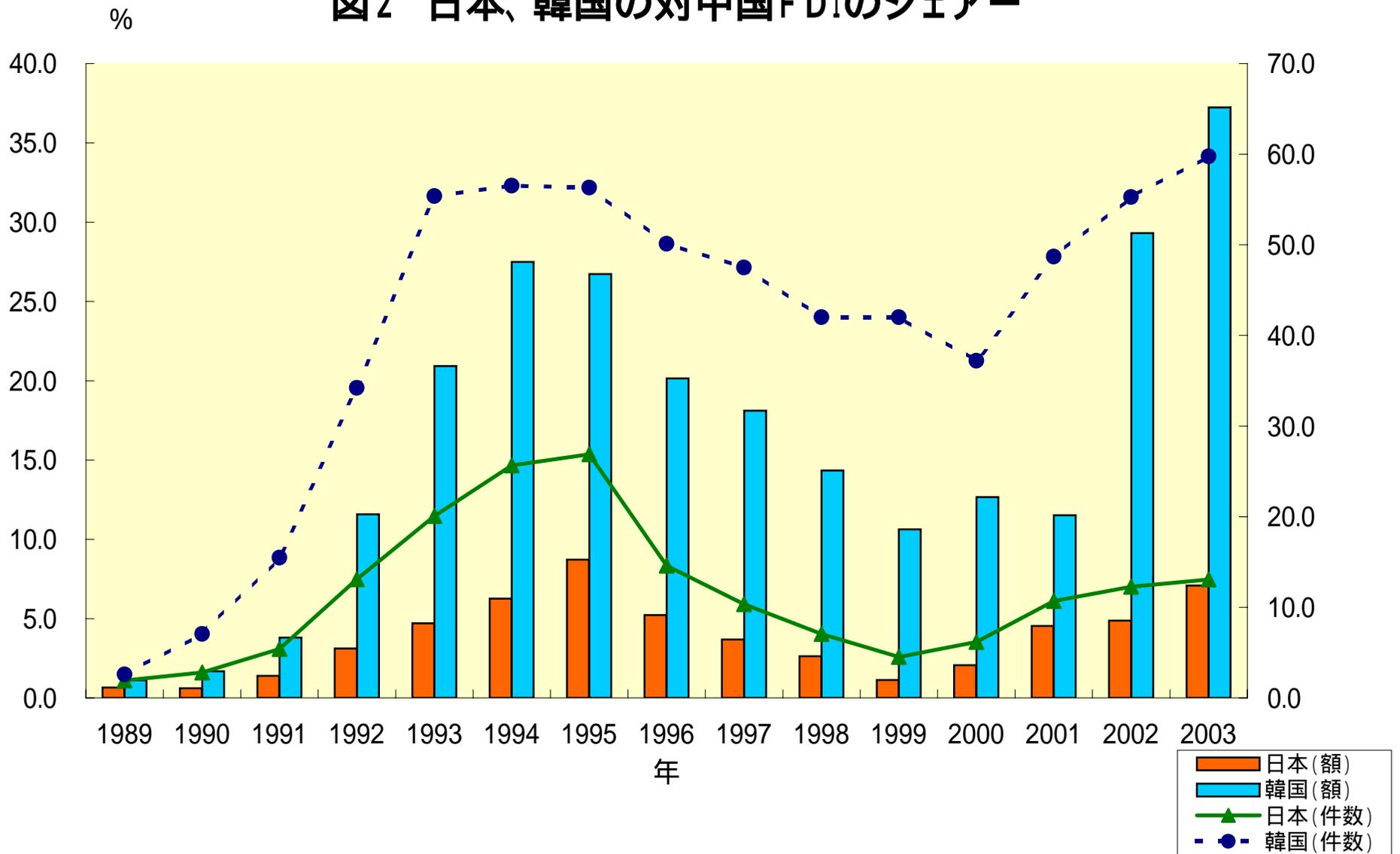


図3 日本、韓国からの対中国FDIのインフロー

百万米ドル

件数

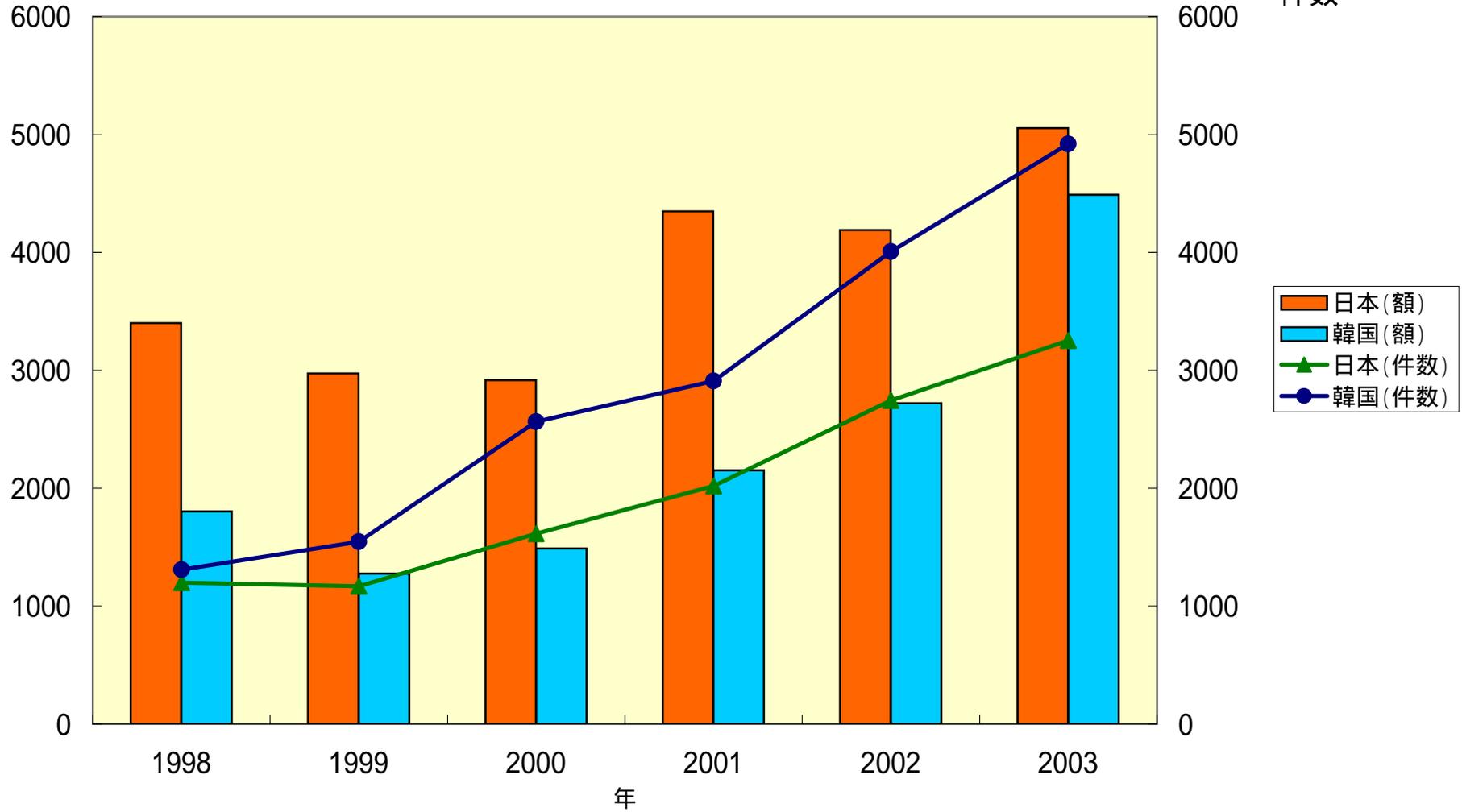
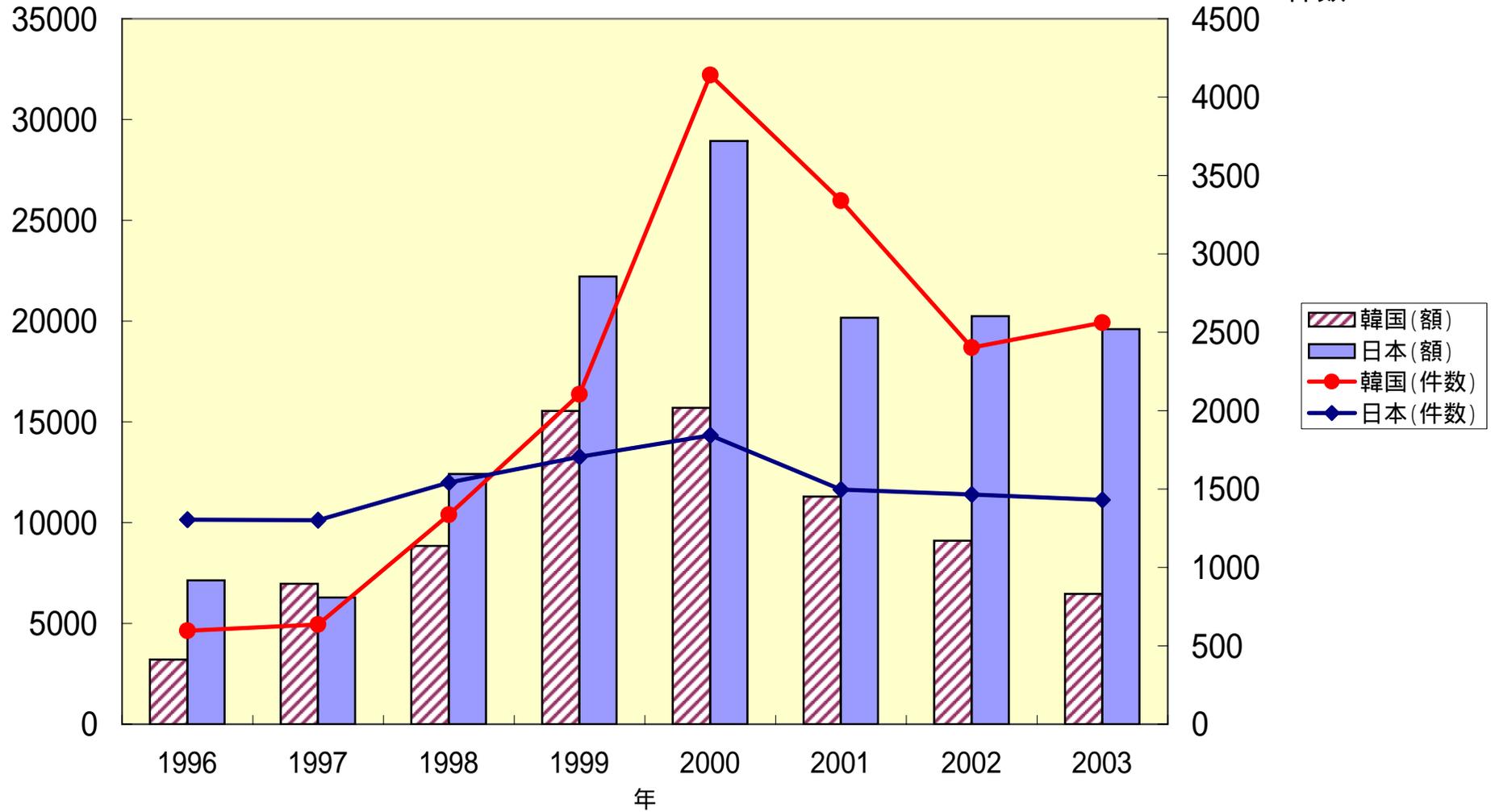


図4 日本、韓国へのFDIインフロー

百万米ドル

件数



百万米ドル

図5 日本、米国による対韓国FDI

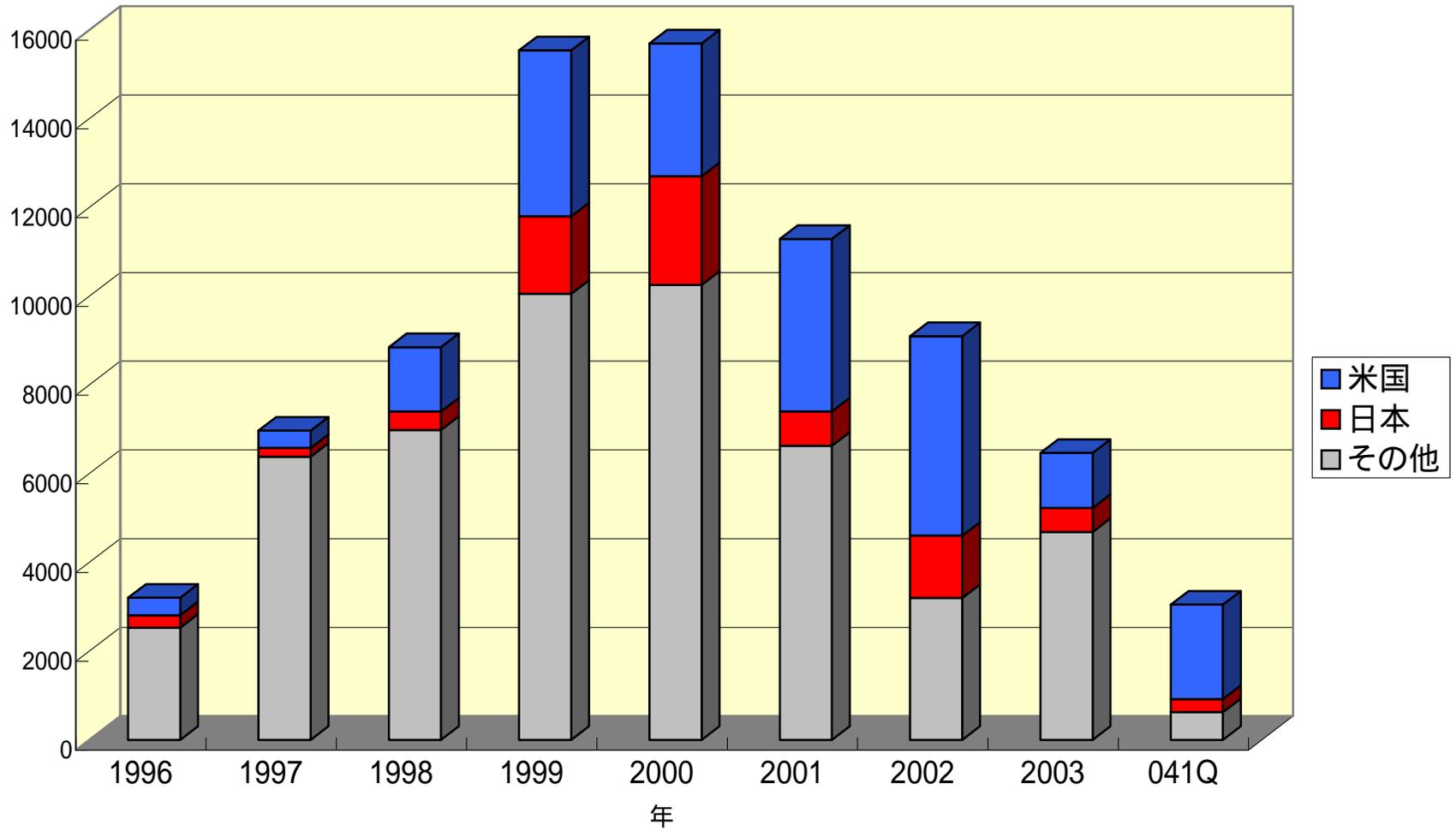


図6 近隣諸国の日本貿易

10億米ドル

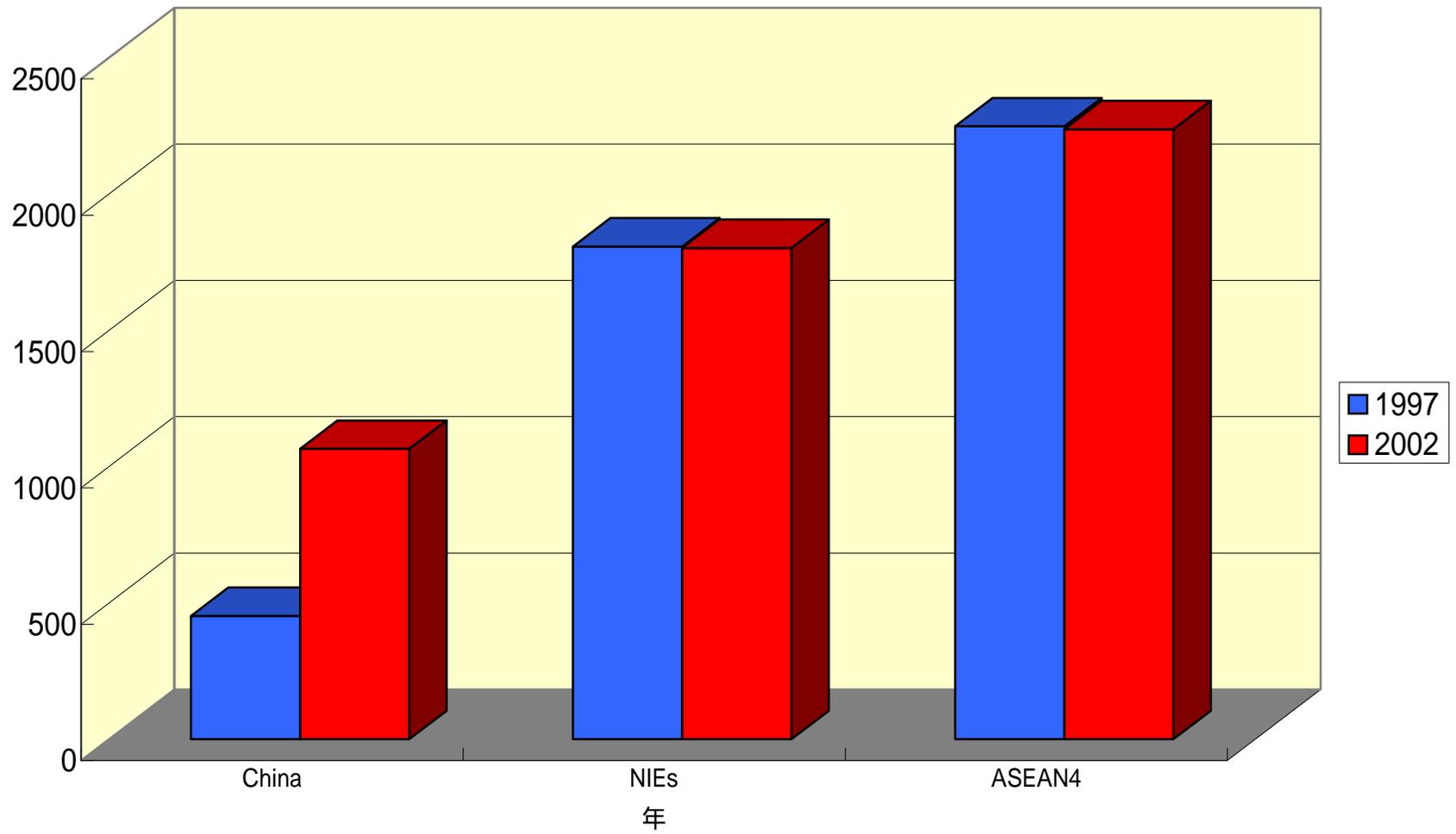


図 7-1 中国における日系企業の割合 (1997)

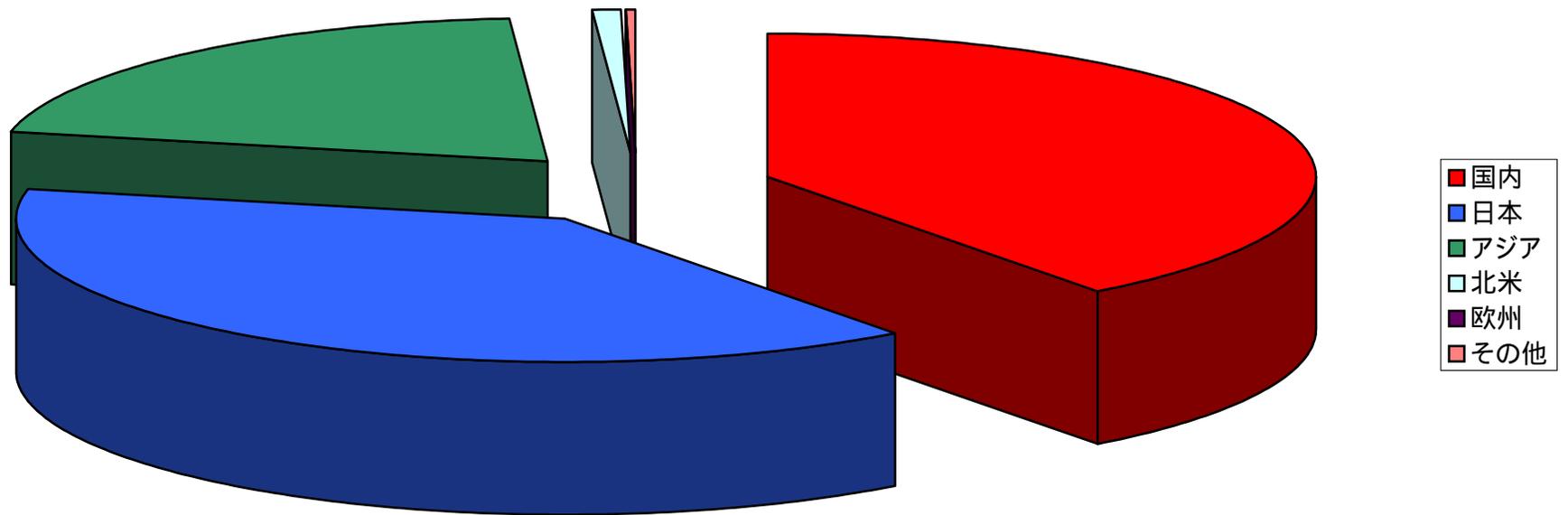


図 7-2 中国における日系企業の割合 (2002)

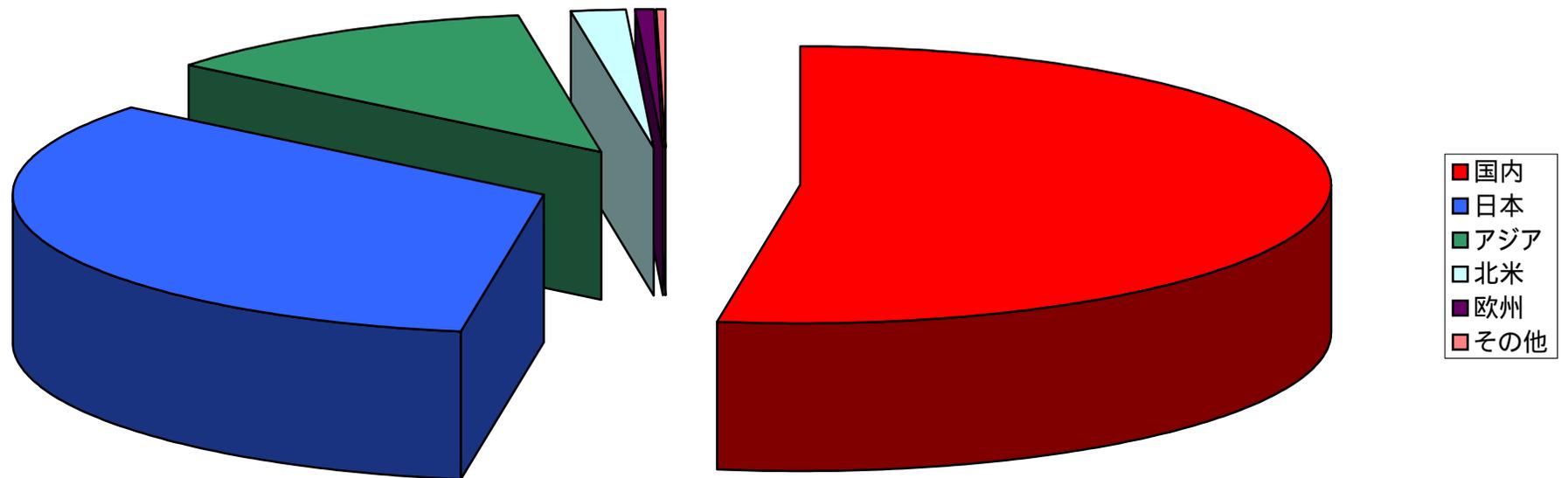


図 8. 日中韓の貿易構造

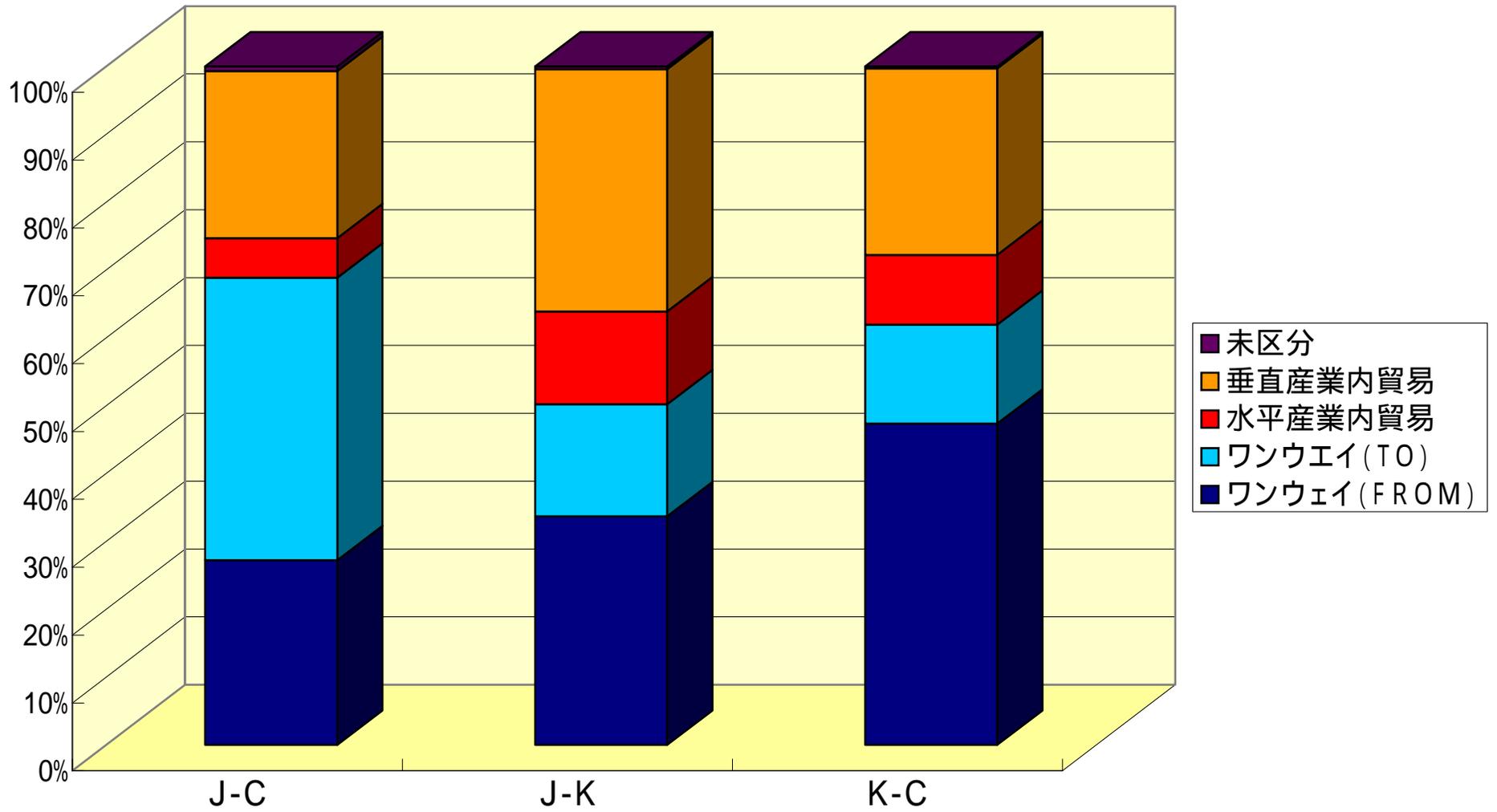


図 9. 日中韓における水平産業内貿易

